

天理大学新型コロナウイルス感染症への対応にかかる基本方針

天理大学新型コロナウイルス感染症緊急対策本部

本部長(学長) 永尾 教昭

新型コロナウイルス感染の拡大は日々続いており、深刻な状況と言わざるを得ない。

本学においても感染拡大防止のため、高等教育機関としての社会的責任を考慮し、新型コロナウイルス感染への対応について、政府、文部科学省、地方自治体、学校法人天理大学等からの通知・指示に従うことを前提として、以下のとおり基本方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染の広がりの状況によっては、今後適宜変更することがある。

1. 学事について

本学は、2020年度春学期の授業は、5月7日に始業し、12週に亘って実施する。授業運営に関する詳細については、別に提示する。2020年度春学期の授業実施にあたっては、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、遠隔授業等を適切に実施する。

2. キャンパスの入構制限について

原則として、7月31日まで教職員(事前に必要と認められた学生、業務委託者、必要な業者を含む)以外の入構を禁止する。

3. 課外活動について

7月31日まで、すべての活動を禁止する。

4. 本学施設を利用した外部の催しや会議等について

催しや会議等のための本学の施設の利用は、原則として7月31日までは認めない。

5. 海外渡航、海外からの入国について

学内者については、外務省感染症危険レベルにかかわらず、海外への渡航を5月末までは禁止する。また、すでに海外に滞在している場合、外務省感染症危険レベル2以上に指定された場合は原則帰国を勧告する。海外から入国・帰国した場合は、入国後2週間は外出を控え、自宅で滞在し、厳重な健康観察を行う。

6. 体調不良者について

学内者については、当日の体調が不良な（熱が 37.5度以上ある、倦怠感がある、咳が出る、のどが痛む、味覚障害がある等いずれかの症状がある）場合、少なくとも症状がなくなるまで、出校自粛を求める。学外者についても、体調が不良な場合は来校自粛を求める。

7. 学内者の感染と対応について

学生・教職員の感染が判明した場合には、奈良県及び天理市等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、大学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について、学校法人本部及び奈良県等の衛生主管部局と充分相談の上、実施の可否、規模及び期間について判断する。併せて、衛生主管部局の指示・指導を仰いで、学内の除染等の対応を迅速に進める。

8. 感染防止について

感染経路を絶つために、次の「3つの条件」が「同時に重なる場」を避けるとともに、いずれの条件も可能な限り避ける。

- ①密閉空間であり換気が悪い
- ②手の届く距離に多くの人がいる
- ③近距離での会話や発声がある。

また、手洗い、咳エチケット、マスク着用などを励行する。さらに、抵抗力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけ、免疫力を高める。

9. 対応期間

対応期間は現時点では7月31日までとし、「新型コロナウイルス感染症緊急対策本部会議」において随時見直しを行う。